

一般社団法人全日本フレアバーテンダーズ協会

定 款

令和4年9月25日 作 成

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人全日本フレアバーテンダーズ協会と称する。

(目 的)

第2条 この協会は、わが国におけるフレアバーテンダーの資質と技術の向上及び飲酒に関する正しい知識の普及を通じて、飲料文化の発展の為の情報発信、カクテル飲料を主とする調酒、調理技術の向上、食品衛生の推進、バー及び職場における健全で衛生的な環境の確保を図り、もって国民の福祉と環境衛生の向上に寄与することを目的とする。

この協会は、前記の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) フレアバーテンディングを通じての飲食における技術、食品衛生に関する調査、研究
- (2) フレアバーテンディングを通じてのカクテル飲料等の研究、調酒、調理に関する正しい知識の普及を図るためのウェブサイトやSNSの利用及び講習会等の開催
- (3) 会員に対する研修、教育及び資格試験の実施
- (4) 会員の相互扶助
- (5) その他この協会の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告方法は、電子公告の方法により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は官報に掲載する方法により行う。

第2章 社 員

(社 員)

第5条 当法人の社員は、当法人の目的に賛同して入社した者とする。

(入 社)

第6条 当法人の成立後社員となるには、当法人所定の入社申込書により入社を申し、代表理事の承認を得なければならない。

(経費の支払義務)

第7条 社員は、社員総会で定める額の経費を支払わなければならない。

(社員名簿)

第8条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- ② 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退 社)

第9条 社員は、次に掲げる事由によって退社する。

- 1 社員本人の退社の申し出。ただし、退社の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。
 - 2 死亡
 - 3 総社員の同意
 - 4 除名
- ② 社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

第3章 社員総会

(招 集)

第10条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- ② 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。
- ③ 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第11条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第12条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わる。

第5章 計 算

(事業年度)

第22条 当法人の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までの年1期とする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第23条 代表理事又は理事は、毎事業年度、計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告を定時社員総会に提出しなければならない。

- ② 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第24条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(計算書類等の備置き)

第25条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書を、定時社員総会の日の1週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第26条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第27条 当法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 社員が欠けたこと
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

(残余財産)

第28条 当法人が解散をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第1項第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体又は当法人と類似の目的を有する公益団体に寄附するものとする。